

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について (第 30 報)

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

オミクロン株の猛威により、全国各地で感染拡大が進む中、本県においても、驚異的なスピードで新規感染者が急増しており、また、社会福祉施設等におけるクラスターが頻発しています。

令和 4 年 1 月 13 日 (木) から 1 月 31 日 (月) までを、別添「岡山県新型コロナウイルス感染症オミクロン株特別警戒期間」として、県民及び事業者の皆様に対し協力を要請しておりますが、再度、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、改めて、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本県では、オミクロン株疑いの患者が既に 7 割以上を占めていることから、令和 4 年 1 月 14 日付け厚生労働省事務連絡に基づき、濃厚接触者となった社会機能維持者の待機解除に関する例外的な取り扱いを定め、県のホームページに掲載しましたので、お知らせします。

【県ホームページ (新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機解除に関する取扱いについて)】

<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/759292.html>

○社会福祉施設・医療施設等へのお願い (第 29 報から引き続きのお願い)

- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- ・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- ・面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- ・入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、8 か月以上の経過を待たずに接種間隔を前倒しして迅速に接種を進めること

【添付資料】

(別添)「岡山県新型コロナウイルス感染症 オミクロン株特別警戒期間(2022.1.13)」